## 平成28年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	5		府 省 庁 名	金融庁		
対象	脱目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税	事業所税 その他(	)		
要到項目		海外の組織体(パートナーシップ等)を通じた投資の円滑化に	こ資するための措置			
要望内	内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 内国法人・居住者が、本邦に対応する制度のない海外の組織体(パートナーシップ等)を通じて投資をした場合に係る課税上の取り扱いは不明確である。				
(概要	要)					
		・特例措置の内容				
		海外の組織体(パートナーシップ等)を通じた投資の円滑	とに資するための措置を	とること。		
				,		
関係多	秦文					
減 <sup>」</sup> 見込		[初年度] - ( - ) [平年度] [改正増減収額] -	- ( -	) (単位:百万円)		
要望理的	理由	(1)政策目的				
		海外の組織体(パートナーシップ等)を通じた投資の円滑化を図ること。				
		(2)施策の必要性				
		内国法人・居住者が、本邦に対応する制度のない海外の組織 た場合に係る課税上の取り扱いは不明確である。	職体(パートナーシップ	等)を通じて投資をし		
		こうした課税関係の不安定さにより、クロスボーダーの投資 海外の組織体(パートナーシップ等)を通じた投資について				
		要。				
本要等 対応で 縮減	する	なし				
相相的	(未	   ペー:	ブ 5	<u>_1</u>		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	政策の 達成目標	我が国の金融機関等が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力 を高める。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中 の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の 達成状況	_
	要望の措置の適用見込み	海外の組織体(パートナーシップ等)を通じた投資を行う内国法人・居住者において、適用 される見込み。
勃性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	海外の組織体(パートナーシップ等)を通じた投資の円滑化を図ることができる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	海外の組織体(パートナーシップ等)を通じた投資の円滑化を図ることから、本措置は妥当である。また、本措置は、税に係る問題に対処するものであり、税制でしか措置することができない。
	ページ	5—2

税負担軽減措置等の 適用実績 -	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。
ページ	5—3